

入札参加募集要項

(件名) 令和6年度 東京都地域医療構想推進事業 (中小病院支援)
ベッドサイドモニタ 15 式

この入札要綱は、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記の通りとする。

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する指定暴力団等でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）でないこと。
- (4) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 入札品目について競争価格の対応が可能であること。
- (6) 期日までに納品が可能であること。
- (7) 過去これまでに取引があり、適正な業務遂行を行っており信頼できる業者であること。
- (8) アフターケア体制が十分であること。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別添一般競争入札参加申請書を入札広告に示した日時までに契約担当者に直接又は郵送により提出すること。但し、指名業者の場合はこの限りではない。

尚、「同等品申請書兼承認書」（別紙2）については、競争入札参加の前に担当の承認を受け、別記1のとおり提出すること。

4 入札保証金

入札保証金は免除する。

5 入札及び開札

- (1) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、別記様式の契約書案及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添「質疑応答書」を用い、別記1の定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。

- (2) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の競争加入者の代理人となることができない。
- (3) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。但し、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書又は指名競争入札指名通知書（いずれも写し可）及び身分を確認できるもの並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (7) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合した者
- (8) 競争加入者又はその代理人は、指定の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 供給物品名（件名）
令和6年度東京都地域医療構想推進事業（中小病院支援）
ベッドサイドモニタ15式
 - イ 入札金額
 - ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (10) 入札書及び入札に係る文書にしようする言語は、日本語に限る。また入札金額は日本通貨による表示とし、総額（消費税及び地方消費税額込み）で入札すること。
- (11) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、且つ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、指名通知書にて示した日時に入札すること。尚、郵送による入札は認めない。
- (12) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送

費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

- (13) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (15) 入札・開札日時及び場所は、別記3の(2)のとおりとする。
- (16) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本法人の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（但し、入札金額の訂正は認めない。）
- (18) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又は廃止することがある。
- (20) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (21) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (22) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行うことがある。

6 無効の入札

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 要綱2 競争加入者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (3) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の訂正をした入札書
- (8) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

- (9) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに厚生な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者は二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係の無い職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額ならびに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (4) 落札者が期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

8 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続きに関し、協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

9 留保条項

契約確定後も監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

10 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 5 日以内（落札者が遠隔地にある等特別な事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

12 支払の条件

納入物品の代金は検査合格後請求により 30 日以内に支払う。

13 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

- (1) 辞退届の様式について
辞退届は、指定様式（同内容であれば、貴社で作成したものでも可）を使用してください。
- (2) 辞退届の提出方法について
 - ア 直接持参の場合
開札日の開札開始時刻までに、明生会セントラル病院本院に持参してください。
 - イ 郵送による場合
開札日の前日までに必ず届くように、明生会セントラル病院本院へ郵送してください。

14 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 東京都が行う一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約に参加する者が守らなければならない事項を定めた「物品買入れ等競争入札等参加者心得」（26 財経二第 245 号）を遵守すること。

別記 1

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量
ベッドサイドモニタ 15 式 （内訳は別冊仕様書のとおり）
- (2) 調達物品の特質
別冊仕様書のとおり
- (3) 納入場所
〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-11-12
セントラル病院松濤 地上 2 階 ～ 8 階 病棟並びに病室内
- (4) 納入期限
令和 6 年 3 月 31 日まで

2 入札申込書、同等品申請書兼承認書並びに質疑応答書の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 令和 6 年 1 月 10 日（金） 17 : 00 まで
- (2) 提出場所 セントラル病院本院
〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-18-1
- (3) 提出方法 持参又は郵送すること
- (4) 担当者 法人事務局（総務担当）

3 入札及び開札

- (1) 入札担当部
所在地 〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-18-1
担当課 法人事務局（総務担当）
調達責任者 医療法人社団 明生会 理事長 安藤 高夫
- (2) 入札・開札日時及び場所
日時 令和 6 年 1 月 27 日（月） 10 : 00
場所 セントラル病院本院 3 階事務局兼会議室

留意事項

※下記書対が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

●事前の提出書類

- 1 同等品申請書兼承認書
- 2 質疑応答書

※いずれの項目において該当するものがなければ、提出は不要といたします。

●入札時の必要書類等

- 1 入札確認通知書（写し可）
- 2 身分を確認できるもの
（免許証・パスポート・公的機関発行の写真入り身分証明書等。但し原本に限る）
※身分確認の書類は、写真付名刺、健康保険証は不可。
- 3 代理人が入札する場合は、委任状（本法人様式に限る）
- 4 入札書（本法人様式に限る）
- 5 入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記載すること）
- 6 再度入札等に使用する印

仕 様 書

(件名) 令和 6 年度 東京都地域医療構想推進事業 (中小病院支援)
ベッドサイドモニタ 15 式

第1 入札案件

1 品名及び台数

ベッドサイドモニタ(送信機・架台付)15式 詳細は「第3 仕様」のとおり)

2 納入期限

令和7年3月31日まで

3 納入場所

〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-11-12

セントラル病院松濤 地上2階 ～ 8階 病棟並びに病室

第2 総則

1 目的

この仕様書は、今事業において購入するベッドサイドモニタ 15式（以下「本装置」という）の一切に適用する。

2 概要

本装置は、高齢者医療を担うセントラル病院の、質が高く安全・安心な「医療、看護、介護、リハビリテーション」を提供するという理念に基づき、看取り機能を更に強化し、住み慣れた地域で最期まで安心して療養できる環境を整え、より医療必要度の高い患者の受け入れを強化し高齢者医療を担うことを目的とする。

3 規格及び表示

(1) 規格 「第3 仕様」のとおり

(2) 表示 「第3 仕様」のとおり

4 保証

本装置の保証期間は、設置後1年とする。

第3 仕様

1. 機器の仕様

(ベッドサイドモニタ本体) PVM-4763

外形寸法：幅 276 mm × 高さ 237 mm × 奥行 143 mm

電 源：AC100V 100VA(AC電源使用時)

質 量：3.3 kg(本体のみ)

表 示 部：10.4型 TFTカラーLCD

波形表示項目：心電図(最大2波形)、呼吸曲線、脈波、炭酸ガス分圧曲線

数値表示項目：心拍数、STレベル、呼吸数、SPO2値、脈拍数、非観血血圧値

(架台) KC-470P

外形寸法：高さ 1,120 mm±120 Φ520 mm±50

質 量：11.0 kg±2.0 kg

(送信機) ZS-600P

外形寸法：幅 67 mm × 高さ 69 mm × 奥行 18.5 mm ±10%(突起含まず)

質 量：80g±10%

2. 運用的要件

- ①日本光電製セントラルモニターへ測定データを電波法に定められた特定小電力医用テレメータに準拠したデジタル A 型にて無線通信できる機能を有すること。
- ②本体部、ディスプレイ部、生体情報入力部が一体型のコンパクトモニターであること
- ③搬送を考慮し取っ手が装備されていること。
- ④画面は埃などが溜まりにくいフラットな構造であること。
- ⑤メニュー画面は「詳細画面と」「簡易画面」の切替が可能なこと。
- ⑥ベッドの足下からも見えることを考慮し数値拡大機能を有し、かつショートカットキーに割り当てワンタッチで表示する機能を有すること。
- ⑦タッチパネルによる操作が可能であること。
- ⑧操作をガイドするガイド機能を有していること。
- ⑨搬送を考慮してバッテリーによる 6 時間以上の動作が可能であること。

3. メンテナンス

機器を設置するメーカーは日々の安全な運用を維持していくため、東京都内に営業所があり専任サービスマンが常勤で 4 名以上勤務していること。

以上